

会議名	令和5年度 第3回 掛川市国民健康保険運営協議会		
開催日時	令和6年3月25日(月) 午後2時00分～午後2時50分	開催場所	掛川市役所 5階 市議会 全員協議会室
出席者	委員：12人(加藤進委員、横山厚委員欠席) 事務局：久保田市長、原田健康福祉部長 国保年金課 鈴木課長、花村主幹、山田係長、遠藤主査 健康医療課 中山係長 納税課 岡田課長		
	開 会		
鈴木課長 (司会)	<p>定刻になりましたので、ただいまから令和5年度第3回掛川市国民健康保険運営協議会を開催いたします。</p> <p>会議に先立ちましてご礼を行います。ご起立願います。</p> <p style="text-align: center;">＝ 相互に礼 ＝</p> <p>ありがとうございました。ご着席ください。</p> <p>本日は大変お忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>私は本日の進行を努めさせていただきます、国保年金課長の鈴木英雄と申します。よろしく願います。会の進行は、着席にて行わせていただきます。</p> <p>本日の会議につきましては、お手元の運営協議会次第に沿って進めさせていただきます、時間は概ね3時半までの1時間半を予定しております。</p> <p>本日の会議につきましては、事前に配布させていただきました国保運営協議会の次第に沿って進めさせていただきます。</p> <p>なお、本会は傍聴規定を定めており、本日は3名の方が事務局の後ろの席で傍聴いたしますので、ご承知おきください。</p> <p>続きまして定足数ですが、本日は、保険医・薬剤師代表の横山委員から、所要により欠席される旨の連絡をいただいておりますが、掛川市国民健康保険運営協議会規則第5条の規定により、過半数の委員の出席がございますので、協議会を開催いたします。</p> <p>議事に入る前に、会長よりごあいさつをいただきたいと思っております。山本会長よろしく願います。</p>		

山本会長	<p>会長を務めさせていただいております、市議会議長の山本裕三でございます。</p> <p>国保運営協議会の開会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。</p> <p>令和5年度も残り1週間となり、来週にはもう令和6年度を迎えることとなります。</p> <p>令和6年度は保険証が廃止となり、国民健康保険だけでなく、保険事業が大きく変革となる年になると見込まれております。市民からは保険証が無くなる事に対して不安を感じているといった声も聴かれます。事務局には、市民が不安を抱くことないように、市民への情報発信に努めていただきたいと思います。</p> <p>本日は、令和6年度から令和11年度までの6年間の国民健康保険 保健事業計画の諮問及び国民健康保険税 軽減所得の拡充及び賦課限度額の引き上げ、令和6年度掛川市国民健康保険特別会計当初予算編成の内容について、皆様と協議し、率直な御意見を頂戴したいと存じます。</p> <p>それでは、皆様のご協力のもと、円滑に会議を進めてまいりたいと存じますので、御協力の程よろしくお願いいたします。</p> <p>以上、私からのご挨拶とさせていただきます。。</p>
(司会)	<p>ありがとうございました。続きまして保険者を代表し、市長よりごあいさつ申し上げます。久保田市長お願いします。</p>
久保田市長	<p>皆さん改めましてこんにちは。日頃から国保健康保険に、多大なるご尽力をいただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>例年、運営協議会は年2回の開催だが、今年度は掛川市国民健康保険 保健事業計画の策定のため、3回目を開催させていただくものであります。年度末のお忙しい中ご参集くださり、重ねてのお礼申し上げます。</p> <p>保健事業計画は、12月の運営協議会の際に概要を説明させていただいた後、1か月間パブリックコメントを実施。市民からいただいたご意見もふまえた内容といたしました。</p> <p>報告事項としまして、令和6年度の国民健康保険特別会計当初予算編成について、前回の運営協議会の際に答申いただいたとおり税率をおよそ5%増額とする条例案と予算案を議会へあげさせていただき、先日議決を受けました。その他繰入額を赤字団体となると思われる金額のぎりぎりの「2億1千万円近く」を充てることとした結果、被保険者の負担をなるべく軽減する形でなんとか予算を組む事ができました。</p> <p>その他としまして、報道等で皆様すでにご承知かもしれないが、令和6年12月に保険証が廃止となることが正式に決定しました。その後の保険証等の運用見込について事務局から説明いたします。委員の皆様については、それぞれのお立場で幅広い視点から、忌憚のないご意見を頂戴することをお願い申し上げます。</p>

(司会)	<p>ありがとうございました。</p> <p>なお、市長におきましては、この後公務のため、これで退席とさせていただきます。それでは、議事に入らせていただきます。</p> <p>議事進行につきましては、山本会長からお願いいたします。</p>
<b>議 事</b>	
山本会長	<p>それでは、規定により議長を務めさせていただきます。円滑な議事運営にご協力をお願いいたします。</p> <p>では、議事に入ります。</p> <p>諮問事項 「掛川市国民健康保険 保健事業計画第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画の策定について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 中山係長	<p>本議会への諮問事項であります「掛川市国民健康保険 保健事業計画策定について」健康医療課 特定健診係 中山より説明させていただきます。着座のままで失礼します。</p> <p>掛川市国民健康保険 保健事業計画は、「データヘルス計画」と「特定健康診査等実施計画」の両計画を統合し『掛川市国民健康保険 保健事業計画』としています。両計画ともに「高齢者の医療の確保に関する法律」で保険者が策定する計画と定められており、令和6年度から令和11年度の6年間を計画期間としています。データヘルス計画はデータ分析に基づく保健事業の実施内容やその目的・目標を定め、特定健康診査等実施計画は、特定健診・特定保健指導の実施方法や目標等を定めています。いずれも、被保険者の生活の質の維持・向上と健康寿命の延伸、医療費適正化を目的としています。</p> <p>計画の位置づけとして、掛川市総合計画や、掛川市健康増進計画・食育推進計画「かけがわ生涯お達人市民推進プラン」、「掛川市介護保険事業計画・掛川市高齢者福祉計画」等の主要計画との整合性を確保しつつ、「掛川市生涯お達人市民推進プロジェクト」と相互連携します。</p> <p>今回の計画の変更点、一つ目は、87・88 ページ共通評価指標の設定です。共通評価指標は、各保険者の作成するデータヘルス計画の標準化を目的として、国の設定した共通評価指標を参考にすべての都道府県で地域の実情（健康課題）に応じて設定しています。静岡県健康課題に応じた共通評価指標が示されたため、87 ページにある、掛川市の健康課題と課題の改善に向けた保健事業とその目的に合わせ、県の共通評価指標を 88 ページに記載しました。</p> <p>共通評価指標は、他の保険者との比較や県内での健康状況の把握、経年的な状態の観察、進捗状況の確認をするために、年度ごとに目標値を設定しています。</p> <p>変更点の二つ目は 90 ページからの各事業の実施内容と評価方法です。各事業には今後の目標が示されています。目標値として、アウトカム指標とアウトプット指標のような結果や実施率等の結果（成果）だけでなく、プロセス（取り組み過程）やストラクチャー（体制整備）も目標として記載しました。</p> <p>変更点の三つ目です。各事業の目標と達成するために、主な戦略を設定しました。主な戦略は、関係機関や団体との連携、情報通信技術の活用等を意識して取り組みを検討し記載しました。</p> <p>また、新規事業をとして、89 ページC-11、100 ページに「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業」を計画しました。生活習慣病の重症化予防と介護予防（フレイル予防）について、国民健康保険から後期高齢者医療への切れ目ない保健事業の展開に努めるとともに、関係各課の連携体制づくりをします。</p>

	<p>つづいて、パブリックコメントについてです。令和6年1月22日から令和6年2月20日の1か月間実施しました。特定健診受診勧奨事業、特定保健指導、医療費削減について計6件のご意見をいただきました。特定健診受診勧奨事業については、自己負担額の見直しと小笠医師会とのさらなる連携についてご意見をいただきました。該当ページは90ページです。自己負担額について、検討する計画に修正し、今後も小笠医師会に協力を依頼し健診の実施を推進いたします。特定保健指導については、計画通り実施していただきたいのご意見でした。該当ページは91ページです。計画どおり実施するよう努めてまいります。医療費削減については、後発品処方の普及についてご意見をいただきました。98ページです。ジェネリック医薬品普及率は令和4年度に85%を超えました。今後も普及率の維持とさらなる向上に努めてまいります。</p> <p>パブリックコメント結果はホームページに掲載しています。</p> <p>以上、「掛川市国民健康保険 保健事業計画」 第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画について お諮りいたします。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。</p>
山本会長	<p>ただ今、事務局から説明があった内容について、ご意見、ご質問等がありましたら挙手にてお願いします。</p> <p>ご質問もないようですので審議を終了いたします。</p> <p>それでは、「掛川市国民健康保険 保健事業計画 第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画の策定について」は、承認することとしてよろしいでしょうか。</p>
各委員	(異議なし)
山本会長	<p>「ご異議なし」ということですので、本件については、承認されました。</p> <p>本諮問につきましては「異議なし」で答申することといたします。</p> <p>続きまして、報告事項1「国民健康保険税軽減所得の拡充及び賦課限度額の引き上げについて」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 山田係長	<p>国保税軽減の拡充及び国保税賦課限度額の引上げについて山田より説明いたします。着席のままで失礼いたします。</p> <p>4ページ目をご覧ください。</p> <p>まず、1の国民健康保険税軽減の拡充につきましてはですが、まず、この制度について簡単に説明いたします。</p> <p>国民健康保険税を計算する際には、国民健康保険に加入されている方の所得金額に対して税率をかけて計算する「所得割額」と、加入者1人につき加算されていく「均等割額」及び、1世帯につき加算される「平等割額」の合計額を国民健康保険税として世帯主へ賦課することとなるのですが、この計算だけでは、所得が少ない世帯では、世帯収入に対する国民健康保険税が占める割合が大きくなりすぎるため、「国民健康保険税の軽減」という制度があります。</p> <p>こちらの軽減判定基準について、掛川市は地方税法施行令に記載してある金額と同額としているのですが、この地方税法施行令が令和6年度に改正されることとなったため、掛川市国民健康保険税の軽減判定基準も変わるようになります。</p> <p>(2)が改正の内容となっており、軽減割合は7割軽減、5割軽減、2割軽減の3種類</p>

	<p>ありますが、7割軽減は変更なく、5割軽減と2割軽減の金額がそれぞれ5,000円と10,000円増額となります。</p> <p>右側の参考の表に具体的に記載しておりますが、たとえば、世帯加入者数1人で、給与所得者の場合、今までは所得金額が72万円以下でないと5割軽減対象ではなかったが、令和6年度からは72万5千円以下の人まで5割軽減の対象となり、軽減対象となる人が増えることとなります。</p> <p>現在の見込では(3)に記載していますとおり、掛川市国民健康保険税の影響としては、税額で230万円程度減、世帯数では5割軽減世帯が54世帯増、2割軽減世帯は58世帯の増を見込んでおります。</p> <p>次に、5ページ目をご覧ください。</p> <p>2の国民健康保険税賦課限度額の引き上げについて報告します。</p> <p>まず、こちらの制度について簡単に説明いたします。</p> <p>国民健康保険税の計算方法は先にご説明した方法により計算するのですが、先ほどの話とは逆に、所得が多い方ですと所得に応じて青天井としてしまうと、国民健康保険税を支払うより10割で病院にかかった方が安くなってしまい、そもそもの健康保険に加入する意味がなくなってしまう状態になってしまうので、そこを防ぐためにも「賦課限度額」という物があります。</p> <p>こちらについても令和6年度の地方税法施行令が改正されることに伴い、掛川市の賦課限度額も引き上げとします。</p> <p>(2)の改正内容は、2万円増額となり、最高で106万円となります。ただし、「介護納付金賦課額」は40歳以上65歳未満の方にのみ賦課されるもののため、40歳以上65歳未満の方のいない世帯では、賦課限度額が89万円となります。</p> <p>(3)の引き上げによる影響として、は、おおむね165世帯対象に355万円程度の税額の増額となる見込みです。</p> <p>説明は以上です。ご審査のほどよろしく申し上げます。</p>
山本会長	<p>ありがとうございました。ただ今、事務局から説明があった内容について、ご意見、ご質問等がありましたら挙手にてお願いします。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>では、ないようですので続きまして、報告事項2「令和6年度 掛川市国民健康保険特別会計当初予算編成について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 山田係長	<p>引き続き山田より報告事項2 令和6年度掛川市国民健康保険特別会計当初予算編成について説明いたします。</p> <p>まず 歳入の主な項目を説明させていただきます。8ページ左側をご覧ください。</p> <p>1の国民健康保険税は、22億1,394万6千円を計上しました。こちらは第2回国保運営協議会の際に諮問させていただき、答申いただいたとおり、一人あたりの国保税率はおおよそ5%の増額とさせていただいておりますが、昨年度よりも2,819万8千円の減となっております。原因としましては、団塊の世代(昭和24年度生まれ)の国保加入者の後期高齢者医療保険へ移行により、国保被保険者の大幅な減少を見込んだものにあります。もし、税率改正していなかった際は現在の予算額よりさらに1億円以上の減となるものでした。</p> <p>滞納繰越分については、過年度分の調定額自体が減少していることで減額と見込んでおります。</p>

	<p>下段の3の県支出金の普通交付金ですが、保険給付に充てる費用が、県からまとめて交付されますので、歳出欄2の保険給付費と同等程度の金額を計上しております。予算額は80億2,956万8千円と昨年度より3,617万3千円の減額と見込んでおります。こちらは、先にも説明しましたとおり、国保被保険者の大幅な減少の影響によるものです。</p> <p>その下、5-1 一般会計繰入金は、①先ほど説明いたしました低所得者に係る7割・5割・2割の国保税軽減及び昨年度年度からスタートした未就学児に係る被保険者均等割軽減の補填分となる基盤安定繰入金、②出産育児一時金の3分の2相当額、③職員人件費その他の事務費等の法令に基づく法定繰入金と、その他の繰入金2億0,683万3千円を合わせ、8億3,395万6千円を一般会計から繰り入れるものです。</p> <p>その下の5-2 基金繰入金は、県へ保険事業費納付金を納めるために、保険税に一般会計からの法定繰入金を加えても、なお不足する分1億9,000万円を、基金積立金から取り崩すものです。</p> <p>以上、歳入となります。</p> <p>次に右側 歳出の主な項目を説明いたします。</p> <p>1の総務費1億8,183万8円は、主に人件費や運営に係る事務費となります。昨年度より2,300万円余りの増額見込の主な要因は、マイナ保険証への切り替えに伴う運用変更に対応するシステム改修費や、郵便料と、令和6年度から支給が始まる会計年度任用職員の勤勉手当になります。なお、システム改修費にかかった費用については、10/10、県の特別交付金で交付される予定です。</p> <p>2の保険給付費は、80億7,012万9千円を計上しました。</p> <p>医療費から被保険者の自己負担分を除いた 保険者が支出する費用である保険給付費は、先程申し上げましたとおり、県から普通交付金として全額交付されますが、交付対象とならないもの、たとえば、交通事故により病院へ受診した分や、国民健康保険から脱退した後に国保の保険証で受診した分とがあります。そのため、普通交付金の金額とは一致しておりません。</p> <p>中段、3の国民健康保険事業費納付金は、県から全市町に示された金額であります、計上している額は予算用の提示額であり、確定納付額は標準保険税率と併せ、3月中には県から示される予定です。</p> <p>県から示される確定額については、今回の予算計上額から大きく異なることはないの見込まれておりますので、本年度と同様、9月補正予算において前年度精算や決算確定等と併せて対応する予定です。</p> <p>5の保健事業費は、特定健診事業、人間ドックの助成、ヘルスアップ事業などが主なものとなります。</p> <p>歳出の主なものは、以上です。</p> <p>以上により、令和6年度の当初予算は、歳入歳出合計115億0,397万5千円となり、前年度より1億6,250万円の減額となっています。</p> <p>私からの説明は、以上のようになります。</p>
山本会長	ただ今、事務局から説明があった内容について、ご意見、ご質問等がありましたら挙手にてお願いします。
A委員	歳出の傷病手当について、令和5年度予算額より大きく減額となっている要因はなんですか。

事務局 山田係長	説明が漏れており、申し訳ございませんでした。 こちらの傷病手当はコロナウイルスに感染したことにより、労務につけなくなった際に支給されるものです。ただし、第5類と位置づけされる前、令和5年5月8日以前の分が対象となります。ただし、申請自体は2年間申請できるため、令和6年度予算はそういった方の申請を対応するために減額をして予算計上しております。
山本会長	その他ご質問ございますか。
B委員	歳入の繰入金の中の「その他繰入金」とは、いわゆる「赤字繰り入れ」ということですか。
事務局 山田係長	赤字繰り入れというのは、県への納付金の財源が足りないために一般会計より繰入する事なのですが、今回の「その他繰入金」は、保健事業へ充てたり、基金への積み立てのため等に使用する予定ですので、赤字繰り入れには該当いたしません。
山本会長	その他ご質問ございますか。 他にご意見、ご質問もないようですので報告を終了いたします。 以上で本日の報告事項の全てを終了しました。 議事運営にご協力いただき、ありがとうございました。これにて議事を終了させていただきます。 これ以降の進行につきましては、事務局よりお願いします。
(司会)	山本会長、進行ありがとうございました。 次に、次第4のその他として、令和6年度以降の掛川市国民健康保険証の運用見込についてについて山田係長より報告させていただきます。
事務局 山田係長	では私よりご説明いたします。資料は会議資料の最終ページ 9ページ目をご覧ください。 まず1 概要としまして、令和5年12月27日にこちらの政令が公布されたことにより、令和6年12月2日以降については新規に保険証を発行しないこととなりました。このことにより、令和6年12月2日以降から保険証に関する運用が大きく変わることとなります。 こちらの運用については、各市町がバラバラでは被保険者及び医療機関の混乱を招いてしまうため、静岡県が中心となり、県下統一の運用とするよう現在最終調整中であります。 本日ご説明する内容は、まだ最終調整中の案の状態でありますことをご承知おきください。 では、2として、その12月1日までの運用予定ですが、まず(2)一斉交付から説明いたしますと、こちらは現在交付している保険証は令和6年7月31日となっておりますので、令和6年8月1日から令和7年7月31日までの1年間有効の保険証を令和6年7月中に郵送いたします。 次に(1)随時交付として国保へ加入された方、再発行希望者、あと、保険証の記載内容が変更となる方への交付ですが、一斉交付の保険証の有効期限とあわせておりますので、令和6年7月までに交付する保険証は令和6年7月末の有効期限に、令和6年8月から12月1日までに届け出された方へは令和7年7月31日まで有効の保険証を交付します。 3に行きまして、令和6年12月2日以降の運用予定ですが、その時点で被保険者の手元にある、有効期限が切れていない保険証については、有効期限が切れるまでは使用す

	<p>ることができます。</p> <p>ただし、国民健康保険から脱退される際には当然保険証は回収させていただきますので、現在の保険証は無くなります。また、記載内容、住所や氏名等が変更となる時も保険証を改修させていただきますので、その時点で現在の保険証は無くなることとなります。</p> <p>4としまして、保険証の代わりに新たに交付するものですが、まず1点目として「資格確認書」といった物があります。こちらは、マイナンバーカードを持っていない方及びマイナンバーカードと保険証の紐づけをしていない方に対して交付し、こちらを病院へ提示すれば今の保険証と同じように受診を受けられるものです。大きさや形状、記載内容は現在の保険証とほぼ同じ内容となる見込みです。令和6年7月に交付する保険証が令和7年7月に有効期限がきれますので、令和7年7月にはさきほどもうしましたマイナンバーカード等を持っていない被保険者にこちらを一斉交付をする予定です。</p> <p>2点目として「資格情報のお知らせ」です。</p> <p>こちらは、マイナンバーカードリーダーの設置義務が無い医療機関にて受診する際であったり、保険の資格を切り替えてから数日は切り替えた情報がオンライン資格確認では確認できないため、そういった際に使用する「お知らせ」です。形状はA4サイズの紙で、記載内容は現在の保険証と同じ内容となる見込みで令和7年7月には全被保険者へ交付する予定です。</p> <p>5のその他として、昨年報道でも多く取り上げられましたが、保険証とマイナンバーカードの紐づけ誤りによりマイナ保険証がちゃんと使えるのか心配だと思った方も多くいたかと思います。そういった心配の払しょくのため、保険証とマイナンバーの紐づけが誤っていない事が確認できるよう、今年度の保険証一斉交付の際には、被保険者のマイナンバーの下4桁がわかる物もあわせて通知をする予定です。</p> <p>以上、説明を終わります。</p>
(司会)	<p>ただ今、事務局から説明があった内容について、また、全体を通じて、何かご意見、ご質問などありましたら挙手にてお願いします。</p>
B委員	<p>要望としまして現在、国よりマイナ保険証での受診率目標を設定するよう通達があり、掛川市も目標を設定していると思います。</p> <p>次回の運営協議会時にマイナ保険証での受診率を公表していただけたらと思います。</p>
(司会)	<p>要望としてたまわりました。</p> <p>他にありませんでしょうか。よろしいでしょうか。長時間にわたり、ご審議ありがとうございました。事務局から、最後に事務連絡をさせていただきます。</p> <p>本日の出席手当につきましては、後日登録口座に振り込みでお支払いさせていただきますので、よろしく申し上げます。</p> <p>それでは以上をもちまして、令和5年度第3回掛川市国保運営協議会を閉じさせていただきます。ご礼をもって、散会とさせていただきます。ご起立をお願いします。</p> <p>＝相互に礼＝</p> <p>ありがとうございました。お気を付けてお帰りください。</p>